

診療に関する一部負担額が変わりました

平成13年1月1日から健康保険法等が改正され、皆様の自己負担額が次のように変わりました。



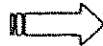
1. 高齢者（老人保健制度加入者）の皆様のご診療に関する一部負担金

●外来の場合

改正前

---

1日につき530円  
 （月4回まで）



改正後

---

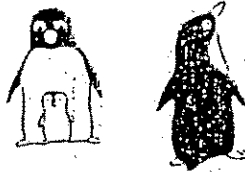
当院では医療費の1割負担

ただし、当院での負担額が1ヶ月に以下の額に達したときは、その後は無料となります。

①院外処方せんの交付を受けなかった方 …5,000円

②院外処方せんの交付を受けた方 …2,500円

※②の場合は薬局で1ヶ月に2,500円を限度として、一部負担金を支払っていただくこととなります。



●入院の場合

改正前

---

1日につき1,200円

ただし、

①市町村税非課税世帯に属する方  
 …月額上限35,400円

②市町村税非課税世帯に属する方で  
 老齢福祉年金を受給している方



改正後

---

医療費の1割負担

ただし、同一の医療機関での負担額が1ヶ月に37,200円に達したときは、その後は無料となります。

また、次の①及び②の場合は、負担額が1ヶ月にそれぞれの額に達したときは、その後は無料となります。

①市町村税非課税の世帯に属する方  
 …24,600円

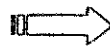
②市町村税非課税世帯に属する方で老齢福祉年金を受給している方  
 …15,000円

2. 入院時の食事についての負担額（高齢者の方だけではなく全ての方が対象です。）

改正前

---

1日につき760円



改正後

---

1日につき780円

※①市町村税非課税世帯に属する方等、②市町村税非課税世帯に属する方等で、老齢福祉年金を受給している方の負担額は従来どおり、それぞれ1日につき650円、300円です。

☆不明な点などがございましたら、1階の計算受付までお問い合わせください。

